



高島市少年補導委員会

高島市少年補導委員会は、45人の少年補導委員が相互の連携を図り、青少年の非行防止や健全育成のための活動を行っています。主な活動内容は市内統一補導活動や地域での行事(祭りやイベントなど)に合わせた補導活動、「おでかけ隊」による防犯や安全、薬物乱用防止などの啓発活動を行っています。



●おでかけ隊

市内の幼稚園や保育園、小・中学校、子ども会などからの要請を受け、誘拐防止や万引き防止、薬物乱用防止の寸劇やロール絵本などの啓発活動を行っています。昨年度は16回公演を実施しました。



●街頭補導活動

年間を通して、大型量販店が並ぶ今津地域と安曇川地域の2地域を重点地域として統一街頭補導活動を行っています。また各地区でも、地域の行事や実態に合わせて補導活動や少年への声かけ運動を行っています。

高島市青少年育成市民会議

- 〈活動内容〉
- 育成大会、指導者研修会の開催
 - 啓発活動・パトロール見回り
 - 子ども交流・体験活動
 - 青少年にふさわしい環境づくり等



▲子どもの体験活動(雪上ハイク)

▶育成大会(中学生意見発表)

高島市子どもたちが健康に育っていくことを願い活動しています。

青少年健全育成のための協力金のお願い

高島市青少年育成会議 会長 海老澤 文代

昨年度は、皆様の温かいお志のおかげで、157,237円の協力金が集まりました。これらのお金は、補助金が入るまでの活動資金とさせていただきます。子どもたちの活動がすぐに始められることになり大変嬉しく思っています。

境浄化活動、地域で子どもを見守る子ども安全活動、非行防止活動などを行っています。

当会議は高島市からの全額補助で運営しています。しかしながら、昨今の経済環境の中で活動を充実するためには、何よりも自主財源の確保が大切になっています。引き続き皆様にお志をお願いせざるを得ないのが現状です。

つきましては、各公民館、教育委員会に協力金箱を設置しておりますので、何とぞ事情をご理解いただき、格別のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

主に、市内の自然環境を生かした青少年の体験活動や、子どもたちを有害な環境から守る環

第3期 高島市経営改革プランを策定

市では、平成18年度から取り組んできました高島市経営改革プラン「第1期」、「第2期」の実績を踏まえ、このたび、「第3期高島市経営改革プラン」を策定しましたので、その内容をご紹介します。

改革の方針

次の3つの方針に基づき、プランを策定しています。

1. 次の世代に大きな負の財産を残さない、持続可能な行財政基盤の確立
2. 行政サービスの向上と人材育成
3. 「市民協働」で取り組む活力あるまちづくり

計画期間と目標額

- ◆計画期間
 - ・平成24年度から26年度までの3年間

◆目標額

・財政効果額の目標額
………8億円/3年間
(各年度の削減等の目標額の合計)

主な取り組み

① 公共施設の計画的見直し

たくさんある公共施設の見直しを進め、維持管理経費の縮減に取り組めます。また、本庁舎と支所のあり方についても検討します。



② 民間活力の活用

指定管理者制度を推進するとともに、各種事務事業の民間委託や民営化を進めます。

③ 事務事業の整理と合理化

平成22、23年度に実施した内部評価結果に基づき、各事務事業改善計画を実践します。

④ 行政サービスの向上

窓口サービスの拡大や市民サポートハウス制度の見直しを検討します。

⑤ 財政の健全化

新規の借入は極力抑え、繰上返済を実施するなど、将来の財政負担の軽減に取り組めます。
・地域産業の振興、定住促進等により税源の確保を図るとも



経営改革に取り組みます！

に、市税、使用料等の徴収率の向上に取り組めます。

⑥ 組織の見直しと人材育成

・市民ニーズや行政課題に迅速に対応できるよう、地域主権時代にふさわしいスリムで柔軟性、機動性のある組織づくりを進めます。

・行政の専門家として必要な政策立案力、実行力、判断力、調整力、改善意識を持った職員の人材育成に努めます。

⑦ 市民と行政の協働事業の推進

・市民協働提案制度を推進するとともに、市民と行政の協働による事業の一層の推進に取り組めます。



これらの取り組みを含め、95項目について、経営改革に取り組んでいきます。

詳しくは、市のホームページの「各種計画」をご覧ください。

経営改革課
☎(25) 8000

親の元離れて
何でも一人で！
「高島こどもの宿」
実施地区を募集
しています！

「自分のことは自分でする」「仲間づくり」そして「地域の子どもは地域で育てる」ことを狙いとして、「高島こどもの宿」(通学合宿)を実施します。
現在、実施して下さる地区を募集しています。実施する場所、費用、合宿時の生活全般について詳しくは、担当者がご説明に伺います。
まずは青少年課までご連絡ください。

☎青少年課
(32) 4458